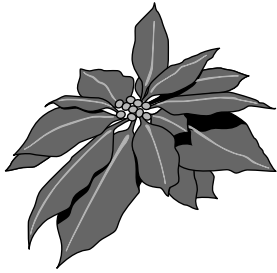


# 巻頭言



No. 164

二〇〇九年十二月二〇日

全国公害弁護団連絡会議

東京都渋谷区渋谷二丁目一〇一ハスガハラビル五階

渋谷法律事務所

TEL: 〇三三五四六八八八

FAX: 〇三三五四六八八八

今こそ私達の要求実現のたたかいを強化しよう

— 歴史的転換点に立って —

弁護士 馬 奈 木 昭 雄

## 一、開発行政と事前差止

今から約四〇年前、一九七三年三月の水俣病一次訴訟判決を掲載した判例時報（六九六号）の解説者（裁判官）は次のとおり強調している。

『確かに本判決の被害者救済に果たした役割は充分評価されるというものの公害発生後の裁判による公害被害者の救済および公害防止の効果にはおのずからの限界のあることを痛感させられる。真の被害者の救済のためにはまず、公害を未然に防止しなければならぬところからすると、公害防止のための強力な立法行政施策の必要なことは勿論のこ

と、裁判による救済についても、公害防止のための差止請求訴訟が認められることを要し、四大公害訴訟の終結を機に、今後はこれらの理論およびこれらの救済をより実効あらしめるための環境権理論の整備と進展が期待されるところである。』

まさにこの指摘のとおり、公害被害が現実に発生してしまつてからでは取り返しがつかないのであり、被害は未然に防止しなければならぬのである。そして何よりも重要なのは、「環境権理論の整備と進展」をはかるために最も有効なのは、何よりも現実の裁判の場で、一歩でも二歩でも被害発生を未然に防止するという論理を前進させようと努力する裁判所の姿勢なのである。水俣病一次訴訟判決時点での痛切な反省、教訓はその後充分検討されることなく、四〇年繰り返されておき、日本国民は次々と種々の被害を受け続けている。環境破壊や重大な被害

が発生してはじめて、ようやく行政は重い腰を上げ、裁判所もその被害者の限られた一部の人（原告となった人）にわずかな損害賠償金を容認するのである。これでは、「裁判所の使命」を果たしているとはとうてい評価できない。

この判例時報六九六号解説の指摘が現時点でもなお正しい問題提起として通用していることこそ、裁判に取り組むものみんながあらためて真剣に考えるべき課題なのである。

## 二、事前差止訴訟の展開

昭和五四年（一九七九年）、日弁連第二二回人権擁護大会が福岡で開催され、シンポジウム「開発の事前差止訴訟の諸問題―開発行政過程に対する司法審査のあり方―」が討論された。その助言者として参加した原島重義九州大学名誉教授は、その時の論文「開発と差止請求」において次のように指摘している。

「わが国でのいわゆる環境訴訟は、はじめに四大公害訴訟のように損害賠償請求事件として登場し、やがて大阪国際空港騒音事件のように事後的差止訴訟のかわちをとり、いまは事前差止請求が中心になつていようである。日本弁護士連合会公害部会の調査によると、環境破壊を事前に阻止しようとする事前差止訴訟は、民事訴訟・行政訴訟をあわせて、昭和五〇年以降に提訴されたもので、三四事件、昭和五四年七月現在で係属中のものは三六事件にのぼつている。」

「あらゆる開発行為・公共事業に及んでいる。全国各地でこれだけ多数の事前差止を求める訴訟が起こされている、という事実は、驚くべきことである。」

「大きな困難があるにもかかわらず、これほど多数の事前差止訴訟が提起されている、ということは、大阪国際空港訴訟控訴審判決がつよい影響を与えたことなど、想像されるが、なによりもこのこ

とは、いかに市民が開発による環境破壊に対しふかいおそれを抱いているか、を如実に物語っている、とおもう。しかも裁判所が徐々にではあるが、救済のみちをひろげつつあることも注目される。」

ここで、指摘されている「大きな困難」の主要な点として次のような問題が存する。

「第一に、事後的差止がきわめて困難であるがゆえに、事前差止にならざるをえない、という事情が推測できる。事後の差止の困難を一言でいうならば、既成事実の重みである。」

「わが国には、これに加えて一種独特の裁判慣行がある。すなわち、所有権侵害として当然違法なはずの行為も、既成事実をつくれれば差止をうけることはない、とする先例の流れである。」

「しかも、開発行為・公共事業の場合には、計画の策定・公示・認可や免許など、ともかくにも形式的には手続きをふん

で着工された事例である。既成事実はいっそうの「重み」を増やすことになる。」

「第二に、こうしてやむをえず提起される事前差止訴訟にも、それじたいに、やはり困難がつきまとう。」

そもそもどんな公害も、その発生源となるような施設が、まだ計画段階にあって、現実に被害が発生していない以上は、なにびとにとっても痛くもかゆくもない。かりに公害が発生しても、当初のうちは不愉快ではあっても我慢できないこともない。被害があるていどに達したとき、はじめて堪えがたいものとなる。そしてそのときには「既成事実」がものをいう。このようにいわば「すべての環境保護でくり返される弁証法的な転化」以前に、まだ計画段階にある公害発生源の除去を求めて立ち上がるには、よほどの主体的エネルギー必要とする。同じように、これを受けとめるには、裁判所にも一定の主体性と高度な理性とが要求され

る。(傍線筆者)

さらに、開発主体はほとんど例外なしに秘密主義をとっている。市民に対して積極的に開発計画を知らせることはなされず、市民がことの重大性に気づくのは、ほとんどが着工直前になってからである。これでは、当該開発主体の提供する資料で、「被害発生の可能性」を「通常人が疑いをさしはさまない程度に」立証することは、ほとんど不可能といってしまう。」

「いまひとつ事前差止訴訟が直面する大きな困難は、民事訴訟と行政訴訟の使いわけである。それも原告住民側に予測可能性を与えない裁判所側の「使いわけ」が目につく。」

### 三、私達の到達点と展望

私達は、公害弁連結成以来約四〇年に渡ってこの立ちはだかる「大きな困難」とたたかい続けてきた。その結果、たと

え歩みは遅いとはいえ着実に前進を遂げてきたと評価して良いのではないだろうか。その積み重ねの結果、今こそ、私達は大きな展開、大きな飛躍を遂げるべき歴史的な転換点に立っている、と私には思える。

例えば、私自身が取り組んでいる限定された範囲の分野でも、廃棄物問題では、安定型処分場建設は裁判をするまでもなく、ほぼ建設を断念させることに成功しているし、管理型処分場も適切に対応することによって断念に追い込むことが可能である（水俣での建設阻止がその代表例）。

今たたかいは操業中の処分場の差止に成功し、さらに違法な投棄物を撤去させるたたかいに取り組んでいる。

また、川辺川ダム建設をめぐるたたかいでも利水事業差止訴訟（国営土地改良事業の取消）に勝利し、ダム建設を中止に追い込んだ。さらに同じ水系の既存の

荒瀬ダムを撤去させるたたかいが展開されている。

しかも、それと同時に、私達は単に有害無益な「公共事業反対」にとどまらず、真に利水を要望している農民のために必要な利水や、水害防止を求める住民の要求を実現するために必要な「ダムによらない真の利水、治水事業」の実現を要求して、農民、住民と共にたたかいを展開している。

この川辺川のたたかいに学んで、諫早湾干拓事業でも「もはやできてしまったものはしかたない」という行政追認をけつして許さないために「よみがえれ！有明」をスローガンとして、豊かな有明海を回復し、「地域としての有明」をよみがえらせるたたかいに取り組んでいる。「漁業と農業の両立を」という呼びかけは、地域住民の大きな支援を得ている。たたかいの主戦場は、「事業差止」から「破壊された自然環境、生活環境の再生

復活へ」と展開されているのである。

この私達の取組みは海外からも注目され、無駄な公共事業による環境破壊の代名詞として国際語となった「イサハヤ」は、その意味を転じて「環境復原」の希望の代名詞となり、韓国政府環境府など主催の「ガイヤ賞」を受賞した。

政権交代が行われ、三ヶ月が経過したが、官僚はまだ、基本的には「ものごとを決定するのは官僚であり、それが国の根幹だ」という従来の態度、方針を変更しようとはせず、全面的な抵抗を続けている。しかし、この抵抗は今や各所で壊れ始めた。

私達は、このような現状を、私達自身の力と、その行動に共感し、支持する国民の力で打破しなければならぬ。「お上」民主党政権が従来の「公共事業による開発政策」の転換を行うことを、ただ期待し、待つ、「お上頼り」ではなく、これまで公害弁連が被害者を先頭に、心



ある国民と共にたたかいつづけてきたなかで得てきた成果と教訓と生かしながら、住民の要求実現のために住民と共にたたかうたたかい方を各分野でさらに強めていくことが必要だと考える。

「官僚が物事の決定権を持つのではない

い、被害者住民が決定権を持つ」「地域のことは地域の住民の意思で決定する」この憲法上国民主権として当たり前のこととを、当たり前前に実行させるたたかいが、今現実のものとなってきたことが確信できる。私達の総力を挙げて全面的な

取組みを展開することによって、私達の要求実現を現実のものとするよう頑張りたい。それを可能とする条件は、今、充分にととのつていると考える。

## 輓の浦世界遺産訴訟第一審判決について

弁護士 越 智 敏 裕

広島地方裁判所（能勢顯男裁判長）は、平成二十二年一〇月一日、輓の浦世界遺産訴訟において、広島県知事に対し公有水面埋立法（以下「公水法」という。）に基づく埋立免許の差止めを命ずる原告全面勝訴判決を言い渡した。これは、かの高名な日光太郎杉事件判決以来の画期的

な判決である。

輓の浦世界遺産訴訟とは、高い文化的・歴史的価値を持ち、地元住民にとって生活の基盤でありまちづくりの基点ともいえる港湾の一部を埋め立てて架橋するという公共事業を巡る紛争について、地元住民である原告らが、広島県を被告

として、公水法二条に基づく広島県知事による埋立免許の差止めを求めて提起した行政訴訟である。本判決は、次の三点で特に画期的である。第一に、輓の浦に居住しその良好な景



観を享受する原告らの原告適格を認めた。本判決はまず、一定の景観利益が法的保護に値する場合があることを認めた。国立マンション事件最高裁判決を踏まえて、良好な軔の景観が客観的価値を有するとした上で、これに近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者の景観利益は、私法上の法律関係において、法律上保護に値するとした。そして、利害関係人の意見書提出規定、公水法の環境配慮規定、関係法令としての瀬戸内法の配慮規定及び同法上の国の基本計画・県計画の環境配慮規定を考慮し、上記景観利益が原告適格を基礎づけるものだとしたのである。

これは、民事不法行為に関する同最高裁判決に依拠し、行政訴訟の原告適格を基礎付ける利益として景観利益を承認した初めての判決であって、同最高裁判決の意義を真摯に受け止めて原告適格を柔軟に解し、景観訴訟の新しい可能性を開

く画期的な判断である。

第二に、本判決は、差止訴訟の重大な損害要件（行訴法三七条の四第一項）について、注目すべき柔軟な判断を示した。同要件については、原告の被る損害が、処分がされた後にその取消訴訟を提起して執行停止を受けることにより避けることができるような性質、程度のものである場合には充足しないと理解する下級審判決が一般的となりつつあり、多くの差止訴訟がこの要件により却下され、その活用が阻害されてきた。

しかし本判決は、手堅くこの一般論を採用しつつも、本件事業の進行予定を踏まえると、本件訴訟の争点が多岐にわたること等から、直ちに執行停止の判断が得られるとは考え難いとした。さらに、景観の利益について、生命・身体等といった権利とはその性質を異にするものの、「日々の生活に密接に関連した利益」であり、「一度損なわれたならば、金銭

賠償によって回復することは困難な性質のものである」として、重大な損害要件を認めたのである。行訴法改正後も、解釈に根強く残る取消訴訟中心主義のもとで、差止訴訟の活用範囲が大幅に限定されている現状で、これは、重大な損害要件の判断を柔軟に解した画期的な判断である。

第三に、本判決は、次のように、本案について適切な裁量審査を行い、本件処分をするとすれば、裁量権の逸脱濫用があると判断した。

公水法四条一項一号は、埋立が「国土利用上適正且合理的ナルコト」を要求しているところ、これについては免許権者である広島県知事の政策的な裁量が認められる。本判決は、瀬戸内法の規定を踏まえて、広島県知事は、「本件事業による軔の景観に及ぼす影響と、本件事業の必要性・公共性とを比較衡量の上、瀬戸内の良好な景観をできるだけ保全すると

いう瀬戸内法の趣旨を踏まえつつ、合理的に判断すべき」であるとし、「その判断が不合理であるといえる場合には、本件埋立免許をすることは、裁量権を逸脱した違法な行為に当たる」とした。

そしてさらに本判決は、鞆の景観の価値は私法上保護されるべき利益であるだけでなく、瀬戸内海における美的景観を構成し、文化的、歴史的価値を有する景観として、いわば「国民の財産」ともいうべき公益であって、本件事業が完成した後には復元することはまず不可能であるから、本件埋立架橋が鞆の景観に及ぼす影響は、決して軽視できない重大なものであり、瀬戸内法等が公益として保護しようとしている景観を侵害するものと言えるとした。したがって、「政策判断は慎重になされるべきであり、その拠り所とした調査及び検討が不十分なものであったり、その判断内容が不合理なものである場合には、本件埋立免許は、合理性

を欠く」として裁量権の範囲を超えた場合に当たるとしたのである。

本件事業の必要性及び公共性についての詳細な判断をここで紹介する余裕はないが、本件事業で主張される道路整備効果について、山側トンネル案という代替案でも狭隘部の交通混雑の解消が十分に可能であると考えられるところ、比較の前提として行われるべき事業者側の調査は、時間帯別の交通流動を把握していない点で不十分であるだけでなく、妥当性にも疑問があるコンサルタントによる交通量推計のみに依拠して道路整備効果を判断することは合理性を欠くとした。

「初めに埋立架橋ありき」で推進されてきた本件公共事業には、埋立てによる駐車場の整備、小型船だまりの整備、フェリー埠頭、防災整備、下水道整備といった、後付けとも言える事業理由が多数付け加えられていたが、本判決は、本件公共事業の実際を捉えた実質的な判断を

したものであり、高く評価すべきものである。

かつて公共事業は聖域であって、環境訴訟がほとんど機能してこなかった。しかし近時、裁判所は、余りに無用無駄な公共事業について待ったを掛け始めた。本判決は、わが国においても、環境紛争の解決にあたり司法審査が機能しうることをはっきりと示した歴史的判断である。

これから舞台は広島高裁に移るが、本件埋立計画を阻止し、鞆の世界遺産登録を実現するために、本件訴訟への一層のご支援をお願いする次第である。

# 泡瀬干潟埋立事業差止・ 高裁判決とその後の展望

弁護士 堀 雅 博

二 本件についての控訴審は、  
以下の流れで進みました。

① 平成二〇年十一月一九日

一審判決

② 平成二〇年十二月三日

沖縄市長・沖縄県知事が控訴

③ 平成二二年三月一日

第一回事前進行協議

④ 平成二二年四月二二日

第二回事前進行協議

⑤ 平成二二年五月二八日

第一回口頭弁論

⑥ 平成二二年六月二五日

第二回口頭弁論

⑦ 平成二二年七月八日

現地進行協議

⑧ 平成二二年七月二三日

第三回口頭弁論

⑨ 平成二二年一〇月一五日

控訴審判決

(一) 本件控訴審においては、原告から

一 平成二二年一〇月一五日午後二時、福岡高等裁判所那覇支部において、一番の差止判決を支持する判断が下されました。

内容は、沖縄県と沖縄市に対して、泡瀬干潟埋立事業について、公金支出の差止（調査費用とその人件費を除く。）を命じるものです。

本記事は、前回報告した地裁判決から高裁判決に至る経緯、判決内容及び今後の展望について、記載するものです。





の控訴や附帯控訴はしませんでした。

一審の判決が、「現時点」での経済的合理性を否定しているため、県と市が、新計画を策定して、経済的合理性を主張することが予想されたからです。新計画を完成させないためには、早期に結審する必要があります。

また、工事が日々進んでいることから、早期結審は必要不可欠でした。

そのため、控訴や附帯控訴は控えました。

(二) 現地進行協議については、裁判所から提案を受けました。

一審と同じく、泡瀬干潟等の現場を裁判所に視察してもらうことは、有効であったと思っています。

### 三 控訴審における主張

(一) 控訴審においても、環境面での主張は、追加主張しました。

自然の重要性は、事業に求められる経済的合理性のハードルを上げるものであると考えたからです（もともと、高裁判決では、主張は排斥されています）。

(二) 経済面について

①現時点での経済的不合理性のほかに、

②平成一二年当時の埋立事業計画の経済的不合理性を主張しました。

①については、沖縄市による新計画策定がありました。新計画の完成前に結審することができました。

なお、沖縄市長は、市長声明について沖縄市の方針を変更させるほどの大きな意味はないという自己矛盾ともとれる主張をしていました（この点については、弁護団の主張に沿

う形で、市長声明は、計画を変更せざるを得ない状況にあったことを示す事実であると認定されています）。

### 四 判決について

本件高裁判決についても、現時点での経済的合理性がないことを理由として、一審の結論を支持していました。

高裁判決では、さらに、一審判決を理論的に推し進めたものでした。

判決では、公有水面埋立法一三条二条の変更許可を得る前に、変更許可を得る見込みがあれば、暫定的に工事を進めることを禁止していないという解釈を示しました。そして、変更許可を得る見込みがあれば、地方自治法二条一四項、地方財政法四条一項に違反しないとしました。その上で、変更許可を受ける見込みがあるのかどうかは、実質的には、現在沖縄市において策定中の新土地利用計画

に経済的合理性が認められるかどうかという判断の枠組みを示しました。

経済的合理性について、判決では、①新計画は、平成一二年当時の計画（判決では、経済的合理性を欠くとまではいえないという認定になっている。）を前提としているが、平成一二年当時の計画自体にも、多々疑問点があることから、新計画について経済的合理性があると直ちに推認できない。②平成一二年当時の計画から既に九年経過し、その間経済的事等に大きな変化が生じているため、新計画に経済的合理性があることの推認がいつそう困難となっている。③第Ⅱ区域については新計画で埋立を撤回しているため、第Ⅰ区域だけでは、アクセス道路が制限され、従前の計画で得られたスケールメリットを放棄せざるを得ない状況にもなっているとの判断を示しました。

そして、結論として、「新たな土地利用計画に経済的合理性があるか否かにつ

いては、従前の土地利用計画に対して加えられた批判を踏まえて、相当程度に手堅い検証を必要とするのであり、そもそも新しい土地利用計画の全容が明らかとなっていない現段階においては、これに経済的合理性があるとは認められない。」として、Ⅰ区の経済的合理性を否定しました。また、事実上撤回されているⅡ区の経済的合理性も否定しました。

高裁判決における勝訴の要因として、市長声明とそれ以後の沖縄市の計画変更が大きかったとは思いません。

しかし、東門市長の当選・東門市長の声明文・沖縄市の計画変更という流れになったのは、やはり、ひとえに、「泡瀬干潟を守る連絡会」をはじめとする原告団の熱意ある運動の結果であることは間違いないと思います。

また、一審同様、現場検証（進行協議期日）や各弁論期日における意見陳述に

において、原告団の熱意及び泡瀬干潟の自然の重要性が裁判所にも伝わったことも大きかったのではないかと思っています。

なお、一審で判決が出た後も、一審判決を無視するような形で工事が続行されていきました。このような司法の判断を無視した行政の傲慢さに対する裁判所からの戒めという見方も、できるのかもしれない。

## 五 今後について

判決において、差止の対象から、調査費用及びその人件費が除かれていることを根拠として、現在、沖縄市は、新しい土地利用計画を作成し、埋立を推進しようとしているようです。

しかし、①沖縄市も沖縄県も、現時点での経済的合理性を否定した高裁判決に対する上告をあきらめて、高裁判決を確定させたこと、②高裁判決が新計画に対

しても従前の計画に対する批判を踏まえ、  
た手堅い検証を求めていること（釘をさ  
していること）などからも、新計画を策  
定さえすれば、埋立を続行できるとい

安易な態度は慎むべきです。  
原告団及び弁護士としては、公有水面  
埋立の変更許可が出ないように見張る運  
動を展開することが当面の目標になると

思われます。  
本件高裁判決を弾みとして、泡瀬干潟  
の埋立中止へと運動を進展させていくつ  
もりです。

## 川辺川ダム問題と政権交代

川辺川利水訴訟弁護士事務所長

弁護士 森 徳 和

### 一 政権交代までの動き

#### (一) 治水問題

二〇〇八（平成二〇）年九月、蒲島  
郁夫熊本県知事は、「現行計画を白紙  
撤回し、ダムによらない治水対策を追  
求すべきだ」と述べ、正式に川辺川ダ  
ム計画に反対する姿勢を明らかにし  
た。

川辺川ダム建設計画については、徳

田正臣相良村長が、同年八月に「現時  
点では容認し難い」として反対を表明  
し、田中信孝人吉市長が、同年九月に  
「計画そのものを白紙撤回すべき」と  
反対表明を行った。蒲島知事の白紙撤  
回表明は、川辺川、球磨川の流域自治  
体の首長の反対表明を背景として行わ  
れたものである。

蒲島知事の反対表明直後に、熊日新

聞と熊本放送が共同で行った世論調査  
によれば、八五％の県民が知事の決断  
を支持した。

蒲島知事は、同年一〇月、金子一義  
国交大臣と国交省で会談し、ダムによ  
らない球磨川流域の治水対策を検討す  
る協議の場を設けることで一致した。  
その際、金子大臣は、ダムによる水没  
予定地を抱える五木村については、ダ  
ム事業にかかわらず振興を行うことを  
約束した。

二〇〇九（平成二一）年一月、熊本  
県庁において、ダムによらない治水を  
検討する場の第一回会合が開かれた  
が、冒頭から坂田孝志八代市長が、  
「安全度を維持せず議論するのは無責

任だ」と発言し、流域自治体の首長の意見の食い違いが際立った。同年三月、

熊本県は、河床掘削、堤防かさ上げのほか、既存農地の遊水池化などを組み合わせた複合対策を国交省に提案したが、国交省は、過去最大の被害をもたらした豪雨に再び見舞われれば、約二万五千世帯が浸水するというシミュレーションを示し、ダムによらない治水は非現実的であることを浮かび上げられる作戦をとった。そのため、流域住民からは、熊本県が提案するダムによらない治水に対して、賛否が分かれる事態となった。

## (二) 利水問題

二〇〇八（平成二〇）年三月、国営川辺川総合土地改良事業の休止に伴い、人吉市に開設されていた農水省川辺川利水事業所は閉鎖された。

矢上雅義相良村長が、県知事選挙に出馬したことを受けて実施された村長

選挙では、利水事業推進を公約とした徳田村長が当選した。

これを受けて、土地改良事業の対象地域で構成される六市町村会議（座長内山慶治山江村長）は、相良村を含めた枠組みで新利水計画の議論を開始した。そのなかで、チッソ発電所の導水路から取水する農水省案を基本に新利水計画を策定することが確認された。

二〇〇九（平成二一）年四月、相良村議会選挙が実施され、改選の結果、農水省案に対する賛成派と反対派が同数となったが、同年六月、同村議会は、反対派の一部が賛成に転じて農水省案の推進決議を可決した。その結果、六市町村会議は、農水省に対して川辺川利水事業の推進を要望し、一旦休止した利水事業の再開に向けた動きが始まった。

## 二 政権交代と川辺川ダム問題

二〇〇九（平成二一）年九月、前原誠司国交大臣は、就任会見の席上、川辺川ダム事業を中止することを明言した。前原大臣は、中止の理由として、利水事業や発電事業の離脱を挙げて、「ダム事業の見直しは当然」と強調した。

同月下旬、前原大臣は、川辺川ダム建設予定地の視察を行い、水没予定地の五木村では、建設中止の方針について村民に謝罪したうえで、ダム計画を中止しても水没予定地の生活再建を国の財政支援で継続することを内容とした補償法案を年明けの通常国会に提出することを明らかにした。

川辺川、球磨川の流域自治体のうち、最大の受益地である八代市では、同年八月に行われた市長選挙で、ダム推進の立場をとっていた坂田市長が落選し、新たに当選した福島和敏市長は、ダム反対の姿勢を明らかにした。

これを受けて、同年一二月、流域自治

体で構成される川辺川ダム建設促進協議会は、国に対する治水対策の要望書から「川辺川ダム建設」の文言を削除し、ダム推進色を薄めることになった。

### 三 今後の課題

#### (一) 治水問題

蒲島知事の白紙撤回表明以降、ダムによらない治水を検討する場が設けられ、ダムに代わる治水対策が議論されてきたが、政権交代により川辺川ダムの中止が方針となったことにより、本格的な治水論議が検討課題となっている。

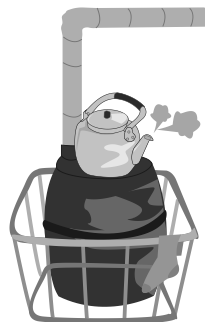
また、五木村の生活再建のための補償法案など、公共工事を中止する場合の新たなルール作りも課題となっている。

#### (二) 利水問題

休止した利水事業再開に向けて、六市町村会議は足並みを揃え事業推進を

要望している。

もともと利水事業が、裁判にまで発展して事業休止に追い込まれたのは、国営事業の対象面積を満たすために、水を必要としない農家を巻き込んだことが原因である。土地改良事業は、農家の申請事業であるという原点に立ち返り、行政主導ではなく農家本位の利水事業を実現することが課題となっている。





## 八ッ場ダム訴訟

全体原告団・弁護団・事務局長  
 弁護士 広田次男



といった地元住民の反応状況、「あと一〇〇〇億でダムは完成するのに」といった、モットイナイ論であり、五年間続けてきた私達の訴訟に触れた報道は、皆無に近かった。

### 二

原告団・弁護団は、政権交代の事実、マスコミ報道の状況を踏まえて、議論と分析を進めた。

議論の基礎は以下の二点だったと思う。

- (一) 政権は交代したが、訴訟で求めている支出差止と既払分相当賠償が法的に完全に処理されるまでには紆余曲折が予想される事。

- (二) 私達が訴訟で求めたものは、正確な情報開示と公正な税金使用という、民主主義の原則の実現である事。実に活発にして率直な議論が交わされた。

は全くなくなった。

その替りに、原告団・弁護団には、様々な声が寄せられるようになった。

曰く、

「勝利の展望がないのなら、裁判は早く取り下げるべきだ。」

「敗訴判決が続けば、中止を声明する現政権の足を引っ張る事になる。」

「政権が中止を声明している以上、訴訟の目的は達したのではないか。」

等々……。いずれも誠に説得力のある意見であった。

他方、中止声明直後のマスコミ報道は、殆んどが「ダム計画に翻弄された五〇年」

一  
 政権交代により、八ッ場ダムは突然に有名になった。

これまでは「ヤンバ」とフリガナの必要があったが、テレビが毎日のように「八ッ場」を連発した結果、その必要性

「政治的中立は貫徹するが、政治的音痴にはならない」との原告団・弁護団の基本的立場を全員が心得ての議論だった。

当面の結論は以下の二点に集約できる。

- (一) 敗訴判決は回避する。逆に言えば早く勝利判決を勝ちとる。
- (二) 当面の状況に対応する適切な運動を展開する。

民主的にして、知的な議論というのは、落ちつくべきところに落ちつくものだとの実感を新たにした。

### 三

上記方針に基づき、以下の如き方針が実施された。

- (一) 「みんなの八ッ場パーフェクトガイド」と題したパンフレットを作成した、表紙を含めると、一〇頁に及ぶ力作で「八ッ場ダムは継続するより

中止する方が高くつく?」「八ッ場はすでに七割もできているので、今さらストップ出来ない?」といった誠にタイムリーな疑問に、図表・写真などをタツプリと使って分り易く説明していた。

- (二) 一〇月一八日「八ッ場ダムのウンOrホント?徹底検証!緊急集会」を池袋にて開催した。準備期間の殆んどない正に緊急集会であったが、会場は一五〇人を超える人で満員となり、熱のこもった報告と同時に質疑・応答が交された。

- (三) 一二月六日には「八ッ場ダムはかくして止まる」と題した提訴五周年集会が開催され、同様に会場は満員となり、各政党代表の挨拶、各地の闘いの報告、訴訟の解説、等々で会場は大いに盛り上がった。

### 四

裁判準備も大童であった。

- (一) 高橋弁護団長の執念とも言える、八斗島(ヤツタジマ)上流域の河川整備状況の現地調査書も遂に完成した。これは東京地裁判決の「(基準点である)八斗島上流域に於る河川整備が進行すれば(それまでの堤防未整備による氾濫水がなくなつて)河道の水量が増加するので、八斗島に於る基本高水毎秒二万二〇〇〇立方メートルとの試算も是認できる」との認定に対して、計画されてから約六〇年を経て、実施されていない河川整備が、今後、実施される可能性は極めて低いから、計画策定時の一九五二年以後に実施された河川改修箇所の有無を、現場踏破により、調査するとの大変な労作であった。

調査結果は、一九五二年以後の河

川改修は一箇所のみであり、それも不完全なものであったとの事であった。

即ち、前記東京地裁の認定の誤りを正に足で証明する内容となった。その結果は、一月二七日付東京新聞の紙面に大きく紹介された。

(二) 栃木弁護団は、栃木県が八ッ場ダ

ム参加を決定した時の前県知事を尋ね、証人としての出廷、陳述書の作成を依頼し、遂にOKを取り付けた。

陳述書の作成のための対話を録音する事を前知事は快諾され、参加決定時に「与えられた資料は、見取図一

枚」「当時は国の決定に逆える状況にはなかった」等々の生々しい体験が語られ、陳述書として提出された。

(三) 千葉弁護団は、既に結審した弁論を再開すべく、工夫を凝らした弁論再開申立書を提出し、裁判所との協議を進めている。

(四) さいたま弁護団は、一二月結審予定を三月結審への延期する事に成功した。

(五) そして、東京弁護団の総力を挙げた控訴理由書が完成・提出された。約二五〇頁に及ぶ力作である。

## 五

裁判の結果を楽観視できる要素は全くない。しかし原告と弁護団が力を合せて裁判と運動を展開した後には、必ず何かが残せるだろうと思うし、そんな手応えを感じる八ッ場の政権交代以来の動きである。



## 開門をめぐる戦いの「今」

よみがえれ！有明訴訟弁護団  
弁護士 堀 良 一



県にまたがる漁業被害は年々累積し、漁民の生活に重くのしかかっている。多くの漁民が漁業を諦めて「オカ」に上がった。借金にあえぎながら自殺する者も少なくない。

一方、事業は二〇〇八年三月に終了し、同年四月からは干拓農地において営農が開始された。農水省のエセ防災宣伝に踊らされた背後地住民の防災に対する期待も小さくない。

わたしたちに求められたのは、干拓地農民や背後地住民の期待を裏切らないようにしつつ、恒常化した「異変」から「再生」の途へと有明海を転換させるこ

とである。そのための目下の焦点となっているのが潮受堤防排水門の開門である。

わたしたちは、二〇〇八年三月の事業終了を前に、「開門」が当面の戦略課題であることを確認して、二〇〇七年九月から本格的な国会対策を開始した。毎月、漁民を連れて上京し、農水省前で宣伝した。議員説得用の各種パンフレットを作り、国会通信を全議員に配布した。支援してくれる議員を発掘して、議員立ち会いの下に、農水省とやりあった。そのなかで、開門をめぐる論点は全て出尽くし、議員とともに全部論破した。これを通じて、開門は参加した多くの議員の確信となった。

二〇〇八年六月二七日の佐賀地裁開門判決は、このような状況のなかで勝ち取った。判決は世論の支持を集め、佐賀県議会から全会一致で支持決議が上がった。判決後は、漁民を連れて上京し、連

「ギロチン」と呼ばれた一九九七年四月の諫早湾干拓事業潮受堤防閉め切りは、「有明海異変」と呼ばれる有明海全域にわたる環境破壊と漁業被害をもたらせた。それから一二年が経過し、毎年繰り返される不漁のなかで、有明海沿岸四

日、控訴するな、直ちに開門せよの運動を繰り広げた。そのなかで、国は、なんとか控訴期限間際の七月一〇日午後七時すぎに佐賀地裁夜間受付に控訴状を出したものの、同日午後八時すぎからの緊急大臣会見で、開門調査のための環境アセスメントを行うとの大臣談話を発表せざるをえなかった。

この大臣談話によって、それまで頑なに開門を拒み続けていた国の姿勢に風穴があいた。

しかしながら、その後明らかになった国の方針は、アセスに三年かける、その後地元の同意をえて、さらに排水機場設置などの開門準備工事を最低三年間は行うというものであった。地元の長崎県は農水省とともに事業を推進してきた張本人であり、そこに事実上の拒否権を与え、しかも開門は六年以上先と時間稼ぎをして漁民を疲弊させ、戦いの気力を萎えさせようというのである。

これに対し、わたしたちは、アセスを経ずに現実に開門を実施した短期開門調査の実績を踏まえ、そのレベルから段階的に開門すれば直ちに開門可能という対策を掲げてたたかった。

その緊迫した状況のなかで政権交代が実現した。

総選挙を前に民主党が発表した政策集INDEX二〇〇九には、「従来行われた公共事業についても、環境への影響を検討し、環境復元措置等の対策を施さなければなりません」「諫早湾干拓事業や吉野川河口堰改築事業、泡瀬干潟の干拓事業など環境負荷の大きい公共事業は、再評価による見直しや中止を徹底させます」「潮受堤防開門によって入植農業者の営農に塩害等の影響が生じないように万全の対策を講じ、入植農業者の理解を得ます」と記載されている。この事業について必要な見直しを行い、入植農業者の理解を得た上で開門を実施することは、

政権党の公約となった。これによって、開門をめぐる戦いは新たなステージを迎えることとなった。ここには、それまでの戦いが反映している。

ところが、農水省政務三役は、地元の合意を優先させるということを口実に、なかなか開門を具体化しない。

わたしたちは、長崎県をはじめ開門反対勢力に公開質問状を出し、協議の申し入れを行い、その拒否回答や回答しない状況をもって地元まかせにする農水省政務三役の誤りを明らかにした。その上で、まずは、国が裁判上で開門協議を行って範を示すべきであると裁判の内外で訴えている。有明海特措法の改正や、農水省の有明海関連概算要求のうち六〇〇億円以上がムダであり開門予算は十分捻出可能であることなど、開門にむけたプロセスや財源なども具体化して訴えている。全議員に配布する国会通信もすでに77号である。



政権交代という新しいステージのなか、諫早の開門をめぐる戦いは、この原

稿を書いている十一月一七日のいま現在、激しい鏖迫り合いと綱引きの真っ直

中にある。

## 費用便益分析はコンサルタント会社に丸投げ的に委託

— 高尾山天狗裁判で国交省証人を尋問 —

高尾山天狗裁判 弁護士 松尾文彦  
 高尾山天狗裁判 弁護士 松尾文彦  
 高尾山天狗裁判 弁護士 松尾文彦

省関東地方整備局古川慎治証人の尋問が行われました。

焦点は「マニュアル」に沿った分析か否か

道路などの事業認定にあたっては、事業から得られる便益（B = benefit）と事業に要する費用（C = cost）とを比較した結果得られるB / C（BバイC）の値（費用便益分析結果）が公益性の重要な



一〇月二八日、高尾山事業認定取消訴訟（東京地方裁判所民事三部）で、国交

指標とされています。国土交通省は、BバイCが1を下回れば当該事業は進めることができないと国会でも答弁し、また、費用便益分析の手法として、自ら、「費用便益分析マニュアル」（本件当時は平成一五年八月版）を定めています。したがって、高尾山トンネル工事を進めようとするなら、国は、「マニュアル」に従って費用便益分析を行ったこと及びその結果が1以上であること、これらのことを確認した上で事業認定が行われたことを明らかにしなければならないはず

です。ところが、昨年春のいわゆる「ガソリン国会」などで費用便益分析の手法について批判的な議論が高まりました。弁護士・原告団はこれを受けて昨秋以来被告国らとの間で、費用便益分析のデータ開

示をめぐる求釈明論争を進めてきました。その中でも、国からは、計算中のデータは「整理・保存していない。」などといった開示を拒み続けてきたことから、費用便益分析に関する問題を国交省に直接質す機会としてみられたのが今回の尋問でした。尋問の焦点は、本件費用便益分析が平成一五年八月マニュアルに従って行われたといえるか否かにありました。

### 分析は丸投げ、経過の確認はない

尋問調書の作成はまだですが、当日の尋問で明らかになったのは、概要次のようなことです。

第一に、費用便益分析は外部業者に丸投げるに業務委託しており、国交省が納品を受けるのは、その結果だけだということです。業者の分析がマニュアルに沿ってなされたのか、算出過程が正しいのかについて、国交省は検証もしていません。

ん。

第二に、平成一五年八月マニュアルが作られる際に募集されたパブリックコメントでは、追分析ができるよう計算途中のデータも公表すべきだとの意見が寄せられ、国土交通省が「ご指摘を踏まえ、費用便益分析にあたっては用いたデータや計算手法等は公開する旨をマニュアルに記載。」と対応していました。尋問ではこうした事実を指摘したにも関わらず、証人は、「公表は結果だけでよい。」と答えました。すなわち、マニュアルがいう「公表」の意味は、計算途中のデータを含め開示することだと国交省自らが述べたにも関わらず、マニュアルに沿った運用がなされていないということですよ。

第三に、費用便益分析の前提としてマニュアルが規定している道路網の設定について、マニュアルが「対象とする道路整備プロジェクトの有無により配分交通

量に相当の差があるようなリンクは全て含むように、道路網を設定する」と規定する点について具体的内容を質問したところ、「一般的に五〜一〇%の差」などというだけで、本件費用便益分析ではどのような設定がなされたのかを明らかにすることができませんでした。

### 本件費用便益分析は適正とはいえない

第四に、以上のことからすると当然の帰結ですが、「あなたは、本件費用便益分析が平成一五年八月マニュアルに従って行われたことを具体的データを示して立証することができないのではないか。」との質問に、証人は、「できない。」ことを認めました。

今回の尋問で明らかになったのは、国は、本件費用便益分析が平成一五年八月マニュアルに従って適正に行われたことを具体的に証明することができないということです。これは、本件費用便益分析

結果が1以上（現在の国の主張によれば2・6。）であることにも具体的根拠が

ないということですが。

高尾山トンネル工事を強行する理由は

ありません。

## 国分寺道路計画認可取消訴訟について

三多摩法律事務所

弁護士 吉田健一



国分寺都市計画道路三・二・八号府中所沢線（約二・五キロ区間、本件道路）の建設事業を認可した。建設予定地の地権者を含む住民ら二一名は、この認可は違法であるとして、認可取消を求めて、〇七年二月二五日に、東京地裁に提訴した。

に幅員二八メートルの道路として都市計画決定されたが、二〇〇六年に幅員が三六メートルに拡幅されることとなった。多摩地域の体系的なネットワークの形成による交通渋滞の緩和や南北方向の自動車交通の円滑化などのために必要な道路であるとされ、環境への影響もないというアセスの結果が鵜呑みにされて、事業認可されたのである。

一 認可取消訴訟の提起  
国土交通省関東地方整備局長は、〇七年一月二六日、東京都が申請していた

二 住宅街に三八メートル道路の建設  
本件道路は、一九四三年（昭和一八年）に計画され、一九六五年（昭和四〇年）

しかし、建設予定地は、JR中央線で新宿から三〇分という通勤などの便も良く、一方では緑も残されている静穏な居住空間である。当初計画の第二次大戦中よりもより、都市計画決定された四〇年前と比べても、住宅の密集化など地域周辺の変化は、著しいものがある。本件道路は、国分寺市中央部の住宅街、第一種低層住居専用地域に建設されるものであ

るが、一部原告らを含む約二五〇世帯（都の説明によっても約八〇〇人）もの住民が立ち退きを余儀なくされる。この地域で長年居住してきた住民が多く、高齢者の立ち退きはきわめて困難である。

他方で、渋滞がひどいと言われてきた府中街道も改善が進められているのみならず、今後の人口減少、車両の減少を見据えると、道路建設の必要性には重大な疑問がある。

### 三 道路公害、環境破壊のおそれ

本件道路の建設は、周辺住民には大気汚染や騒音などの道路公害、環境破壊をもたらすことになる。

現在でも、国分寺市内で一八歳以下を対象としている医療費助成認定数で四二九名もの多数のぜんそく等の患者がおり、大気汚染訴訟で明らかにされているように道路公害により健康破壊をさらに拡大することは必至である。この九月に

環境基準として告示されたPM<sub>2.5</sub>による健康被害も危惧される。また、現行環境基準では、静穏な第一種住居専用地域が道路建設によって一転して近接空間となり、激しい道路騒音が許容されてしまう。その矛盾が顕著に示されている。さらには、緑地も奪われ良好な居住環境も破壊される。

しかも、このような道路それもわずかに二・五キロを建設のために五四〇億円という巨額の費用が必要とされる。無駄な公共事業であることは明白である。それが、住民に対する説明も十分ないまま強行されようとしているのである。

### 四 訴訟の現状

提訴後二年が経とうとしているが、原告住民側は、道路建設の問題点、違法性を明らかにする主張の提出を終了。今年一月二〇日の弁論期日までに、検証申請、証人申請、専門家の意見書など立証

に必要な資料をほぼ提出し、来年から立証段階に入っていく。本件道路予定地や周辺の現状など、現地での検証を早期に実現し、立証を進めていきたい。

住民は、道路を考える会や地権者の会等を組織して、運動を進めている。しかし、現地では、行政による土地買収が進められ、道路建設予定地に空き地も目立つようになってきている。このような動きに歯止めをかけるためにも、事業認可の違法性を認めさせ、認可を取り消す裁判所の判断が早期に求められる。

【若手弁護士奮戦記】

# 高尾山天狗裁判弁護団に参加して

八王子合同法律事務所

弁護士 和 泉 貴 士

(まちださがみ法律事務所 弁護士 川合 きり恵)



初めて弁護団会議に参加したときのことは、今もよく覚えています。公共事業の費用便益計算について議論がされていたのですが、飛び交う専門用語を全く理解できず、「ここは同じ日本ののだろうか?」と途方に暮れたものです。

学芸大学小川教授の尋問では、タンポポの専門家である小川教授から、カントウタンポポとセイヨウタンポポの違い(両者はがくの形が違うのです。)を教わりました。それ以来、タンポポを見るとついついがかくを調べてしまいます。

教授との打ち合わせを通じて、大切なのは誤りに気付いたときに自然を原状回復することが可能な開発であること、つまり、公共事業は「リセット可能な形での開発」がなされなければならないことを学びました。

その後、原告団と共に最高裁判前でのピラ配り、要請行動を行いました。いきなり最高裁判前で演説するよう求めら

天狗弁護団に参加して、そろそろ八ヶ月程度になります。学芸大学小川教授証人尋問に始まり、最高裁要請行動、アプ

レイザルでの費用便益シミュレーション、そして、一〇月二八日の国交省古川尋問などに参加させていただきました。



れ、「弁護士に負けず劣らず、原告団も無茶だなあ。」と思いましたが、原告団の方々の一人ひとりの高尾山に対する想いを聞くうちに、この訴訟が何を守ろうとしているのかが見えてきたように思います。

私たちは環境訴訟を通じて、人の暮らし、想い、人生、様々なものを守ろうとしていることに気付きました。この頃から天狗弁護団の一人として、自分の中で腰が据わってきたように思います。

近時、天狗裁判では道路の費用便益が主たる争点となっていたのですが、その一つの到達点が国交省古川尋問でした。

費用便益とは、公共事業を行うにあたって、事業のベネフィットをコストで割ったものをいいます。これが1・0を切る事業については原則として行うことができません。具体的には、道路を作ることによって生じる時間短縮や燃料費、交通事故減少等のベネフィットを道路の建設費、維持管理費等のコストで割って計

算します。時間短縮等の計算については、コンピュータ上に仮想の道路網を構築し、新たに道路を建設した場合の交通量についてシミュレーションを行って計算します。

天狗弁護団では、ミープランというコンピュータシミュレーションシステムを用いて圏央道の費用便益が1・0を切ること立証しました。また、国に対して何度も求釈明を行い、国が圏央道について費用便益2・6とすることの根拠を提出するよう求めました。しかし、国はこれに応じず、弁護団は国土交通省の費用便益計算の担当者の証人尋問を要求、これが裁判所に認められ、敵性証人である古川氏に対する証人尋問を行うこととなったのです。

古川尋問の準備は、とにかく目を通すべき資料が膨大でした。費用便益が注目されるきっかけとなった二〇〇八年のガソリン国会以降の国会・委員会議事録、

国交省が公開している費用便益マニュアル、その他費用便益に関する専門書籍、国側が出してきた証拠の読み返し、原告側の求釈明とそれに対する国側の回答の分析、これらに目を通したうえで尋問事項を考えるとという作業は、正直新人弁護士にはやや荷が重かったです。古川尋問と一緒に担当した松尾弁護士、おんぶにだっこで申し訳ありませんでした。尋問当日は松尾弁護士の活躍で、国交省が費用便益計算を自ら行わずに外注していること、国交省は完成品についてその正確性をほとんどチェックしていないことが明らかになりました。

古川尋問と同時並行で、原告尋問も担当させていただきました。原告の写真家佐野高太郎さん (<http://www.korarosano.com/>) には、写真家としての生き方、また高尾に存在するたくさんさんの美しい動植物について教わりました。

私が天狗弁護団に入っていないければ、

プロの写真家と親しくなることなど無かったでしょう。動物の写真の撮り方、佐野さん独特の自然に対する哲学は聞いていて非常に面白かったです。「どんなに美しい動物でも、それ単体で撮影するのはその美しさは表現できない、捕食者との息詰まる攻防など、動物を育ている自然そのものを撮影して初めて動物の美しさは表現できる。」というのが佐野さんの考えでした。そして、生物多様性に富んだ高尾山は、動物を育む力に富んだ貴重な山であるということを教わりました。佐野さんには今度高尾山を案内してもらおう約束です。

天狗弁護団には、今年、和泉貴士と川合きり恵（ともに新六一期）の二名の新人弁護士が入りました。一二月には、兩名および原告団の方々とともに、COP15（国連気候変動枠組み条約第一五回締約国会議）に参加するためコペンハーゲンに行ってきます。デンマークの環境政

策を勉強するとともに、日本の二酸化炭素の削減等温暖化対策についていっその努力を求める予定です。和泉にとっては人生初の海外旅行でもあります。

弁護団に入ってたった一年弱ですが、天狗弁護団では本当に多様な経験をさせていただきました。得るものは非常に大きかったように思います。また、弁護団会議終了後の飲み会では先輩弁護士や原告の方々からいろいろな話を聞けて愉快的な時間を過ごすことができました。弁護士という仕事は普段は金銭問題や感情のもつれなどストレスの溜まる仕事も多いのですが、私にとって天狗弁護団の活動は、日常の業務の中における種々のオアシスのような位置づけになりつつあるように思います。今後とも高尾山と周辺住民のために、頑張っていきたいと思えます。





# も く じ

## — 公共事業特集号 —

巻頭言 今こそ私達の要求実現のたたかいを強化しよう

— 歴史的転換点に立って —

弁護士 馬奈木昭雄

1

輦の浦世界遺産訴訟第一審判決について

弁護士 越智 敏裕

5

泡瀬干潟埋立事業差止・高裁判決とその後の展望

弁護士 堀 雅博

8

川辺川ダム問題と政権交代

川辺川利水訴訟弁護団事務局長  
弁護士 森 徳和

11

八ッ場ダム訴訟

全体原告団・弁護団・事務局長  
弁護士 広田 次男

14

開門をめぐる戦いの「今」

よみがえれ！有明訴訟弁護団  
弁護士 堀 良一

17

費用便益分析はコンサルタント会社に丸投げ的に委託

— 高尾山天狗裁判で国交省証人を尋問 —

高尾山天狗裁判弁護団事務局次長  
弁護士 松尾 文彦

19

国分寺道路計画認可取消訴訟について

弁護士 吉田 健一

21

### 【若手弁護士奮戦記】

高尾山天狗裁判弁護団に参加して

弁護士 和泉 貴士

23